



平成21年10月から始まります！

# 個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度

## ■特別徴収開始されます！

6月広報でもお知らせのとおり、住民税の特別徴収が、10月支給分の年金より引き落としが開始されます。

平成21年4月1日現在に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方で、年金所得の金額に対し、住民税が課税となっている方が対象となります。

対象となっている方には6月中旬に年金特徴税額通知書が送付されています。

引き落とされる住民税額は年金所得に係る住民税額です。

給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの天引き、または納付書で納めていただくことになります。

介護保険料が年金から引き落としされていない方や特別徴収税額が年金給付額を超える方については、年金からの特別徴収の対象者となりません。

## ■特別徴収の方法

21年	納付書で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）			
月	6月（1期）	8月（2期）	10月	12月	2月	
税 額	年税額の1 / 4		年税額の1 / 6			
22年目以降	年金から引き落とし（特別徴収）					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残り1 / 3ずつ		

### ■問い合わせ先／

- 役場本庁税務課課税係 ☎ 0137-84-5111
- 瀬棚総合支所総務税務課課税係 ☎ 0137-87-3311
- 大成総合支所総務税務課課税係 ☎ 01398-4-5511



## コミュニティ助成事業により 芝刈り機を配備

瀬棚区では、このほど財団法人自治総合センターのコミュニティ事業の助成を受け、芝刈り機5台を配備しました。

このコミュニティ助成事業は、同センターが宝くじ受託事業収入を財源として、「住民が自主的に行なうコミュニティ活動の促進と地域の連帯感・自治意識の推進を図る」とともに、宝くじの普及広報を目的として行なわれているものです。

芝刈り機は、パークゴルフ場やスポーツ広場など皆さんに広く利用される施設の適正な維持管理や、町内会や団体などで管理している施設の維持管理に利用することを目的としています。

# ヒグマ被害防除相談窓口の開設について

## ■設置の目的

渡島半島地域は、ヒグマの生息域と人間の活動域が近接し、人とヒグマの接触頻度が道内の他の地域と比べて非常に高く、様々なあつれきを生じています。このため、平成12～16年度に地域政策推進事業でヒグマ対策に取り組み、有効と思われる防除技術の開発を行いました。しかし、事業終了後も住民（特に農業者）とヒグマとの間にあつれきは解消されたとはいえない状況です。

このため、これまでのヒグマ対策で蓄積した知識や技術を活用し、営農者に対して、自分で出来るヒグマ対策のメニューを紹介します。

## ■窓口の業務内容

- 相談対象者  
ヒグマによる被害を受ける可能性がある（あるいは受けている）営農者
- 相談方法
  - 窓口での相談
  - 電話・FAXによる相談
  - 電子メールによる相談
- 相談内容
  - ヒグマ出没状況に応じた対応事例の紹介
  - 電気牧柵等ヒグマ被害に効果的な防除対策の紹介
  - 鳥獣捕獲制度の紹介
  - その他



■問い合わせ先／北海道檜山支庁地域振興部環境生活課内  
〒043-8558  
檜山郡江差町字陣屋町336-3  
☎0139-52-6494（ダイヤルイン）  
FAX0139-52-5783  
e-mail shuryosys.hiyama@pref.hokkaido.lg.jp

突然の窓口への来訪には十分な対応が出来ない場合もありますので、事前にご連絡下さるようお願いいたします。

9月24日まで!

## 定額給付金 申請期限が迫っています!!

せたな町の定額給付金申請受付は「9月24日」で終了いたします。まだ手続きの済んでいない方は、役場、各総合支所窓口で申請されるようお願いいたします。

**期限を過ぎると「定額給付金」を受け取ることが出来ませんのでご注意ください!!**

- |          |                   |               |
|----------|-------------------|---------------|
| ■問い合わせ先／ | ●役場本庁町民児童課地域生活係   | ☎0137-84-5111 |
|          | ●瀬棚総合支所総務税務課地域生活係 | ☎0137-87-3311 |
|          | ●大成総合支所町民福祉課福祉係   | ☎01398-4-5511 |

## 定額給付金詐欺にご注意!!

不審な電話、郵便、訪問があったら、役場か警察署または#9110へ  
(警察相談電話)